国際交流会館A・B棟の入居者募集について

1. 大着の条件・・・ 外国大智学生で 2023年10月より 6が月以上岐阜大学に在籍予定の署 国際交流会館のルールを守れる者 家賃を*滞りなく払える者

2. 各居室の案内 (2023年7月現在) ※寄宿料、共益費等が変更になる場合があります。

三主の未口	(2020年1719年7 7 月1日小1	八皿貝サル及人による物目が切りよう	, 0
居室区分	世身室	夫婦室	がぞくしっ家族室
きしゅくりょう	A棟(女子)5,900円	A棟11,900円	14, 200円
(月額)	B棟(男子)4,700円	B棟 9,500円	
その他	 ※他に共益費4,000円, 光熱水費 ※人居した月の翌月に預託金 A棟:35,000円 B棟:30,000円 ※退ま月に居室清掃費 A棟:12,100円 B棟:6,050円 ※入居期間中の保険料注1 (例)1年分:4,000円前後 	 ※値に美益費4,000円 ※電気・ガス・水道料は実費 ※戊居した月の翌月に預託釜45,000円 ※遠宝月に居室清掃費14,520円 ※入居期間中の保険料 (例)1年分(単身):4,000円前後 (同居家族あり):6,000円前後 	 ※値に其益費4,000円 ※電気・ガス・水道料は実費 ※戊居した月の翌月に預託金60,000円 ※退宝月に居室清掃費14,520円 ※入居期間中の保険料 (例)1年分(単身):4,000円前後 (同居家族あり):6,000円前後
ex Lookhute 居室面積 xe 等	12~15m² ※A様:ユニットバ支付き B棟:トイレ付き 補後室・洗濯室は其用	36 m² ※ユニッドバス・苔茄科き	54 m² ※ユニッドバス・苔旂行き

注1 入居期間中の保険料の補償内容:学生自身の病気やケガ、自転車運転中の高額賠償事故、借家人賠償、生活用動産の補償など

3. 募集手続きおよび入居許可期間、選考結果の通知について

申請書類の配布場所	留学支援係またはグローカル推進機構のホームページからダウンロード	
	URL https://www.glocal.gifu-u.ac.jp/studyabroad/information/	
提出書類	① 人居許可申請書	
	②新規渡日私費留学生は、在留資格認定証明書または申請受付票の写し	
	③10所学予定の者は、 <u>人学許可証</u> または <u>合格通知書</u> の写し	
	④ <u>国民健康保険証</u> を所持している者は、その写し	
	⑤ <u>在留カード</u> を所持している者は、その写し(入居予定者全貨券)	
	⑥夫婦室・家族室希望の者は、 <u>同居人が配偶者または子供であることを証明でき</u>	
	<u>るもの</u>	
書類の提出期限と	を発展している。 各部局の留学生担当窓口に確認してください。	
せいしゅっぱしょ 提出場所	**(
	※申請書の記入は、本人または指導教員のみです。	
これ	2023年10月1日~2024年3月22日 または 2023年10月1日~2024年9月20日	
	正規生・非正規生ともに1年以内	
選考結果の通知	2023年8月25日(予定)	

4. 申請時の注意

- ①申請者の在留資格が「留学」であること。なお、在留期限が2023年10月1日以前の者は入居までに在留期限の更新を完了していること。
- ②部局間の交換留学生を除き、新規渡日私費留学生は、入学許可証または合格通知証の写しと在留資格認定証明書または申請受付票の写しを添付すること。
- ③留学生で、各種団体等から国費外国人留学生の大学院レベル給与(月額147,000円)を超える滞在費(給与、奨学金等)を受給する者は申請できない。
- ④国費外国人留学生(大学院レベル)については、毎月147,000円程度の給与を受給しているため、居室は原則、夫婦室(子供がいる場合は家族室)とする。
- ⑤<u>次に示す会館がきになった。</u> ただし、日本語・日本文化研修留学生または交換留学生として入居していた期間は入居歴に含めない。
 - ・通算12か月以上、単身で、単身室、夫婦室または家族室に入居していた者

- ・通算36か月以上(医学・獣を学をもなする博士課程大学院生は通算48か月以上), 同居家族とともに, 美婦室または家族室に大居していた者(同居家族の大居権も含む)
- ⑥休学予定の留学生は申請できない。
- ① 大婦室・家族室に同居できる家族の在留資格は「家族滞在」または「留学」の者のみとし、「文化活動」、「短期滞在」、「研究」、その他就労可能な在留資格等を有する者は同居できない。また、申請者の両親・兄弟は同居家族として入居できない。
- ®夫婦の場合、いずれか入居歴の長い方を入居期間として適用する。
- (9子供がいる場合は、家族室を申請すること。
- ⑩夫婦のいずれかが研究者の場合は、国際交流会館C棟へ入居申請すること。
- ①自動車を所有している者は、運転免許証と任意保険証(自動車保険証券)の写しを提出すること。 ※国際交流会館に駐車する場合は、日本の免許証が必要です。
- ②許可された入居期間の初日から10日以内に入居しない場合には、入居許可を取り消すことがある。
- ③光熱水料費は、実費であり、許可された入居期間の初日から発生する。
- (15)会館からの退去命令や、館長から注意を受けた者の入居申請は受け付けない。
- (B)申請書に虚偽の記載があった場合は、入居許可を取り消し、今後一切の申請を受け付けないものとする。
- 5. 入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居の許可を取り消し、退去処分とする。
 - (1) 入居後1か月を経過しても入居者が入居申請の条件を満たさないとき。
 - (2) 預託金、寄宿料、使用料及び光熱水料などの納付を怠り、督促しても納付しないとき。
 - (3) 入居者が入居許可期間中に重大なルール違反をおこしたとき。
 - (4) 健康上の理由により会館における集団生活に適さないと認められるとき。
 - (5) その他会館の管理運営上著しく支障があると認められるとき。

6. 問い合わせ差

がくなぶこくさいにぎょうかりゅうがくしえんしつりゅうがくしえんがかり のむらく ぼ た 学務部国際事業課留 学支援室留 学支援係 野村/久保田 TEL : 058(293)2011/内線9685

E-mail: kaikan@t.gifu-u.ac.jp

URL : https://www.glocal.gifu-u.ac.jp/studyabroad/daily_life/housing/

